

はこれを了承するのに苦しむのであります。問題は、要するに零細な経済生活をする人たちにもし方が一のことがあり、またした場合に、取残された人々がその跡始末をして、子供をかかえて何箇月生きられるかといったところに数字の焦點を合わすべきものでありますことは、簡易保険の性質上明白な事実であります。でありますから、郵政大臣はもしこの原案をどうしても通さなければならぬというような実情があれば、きわめて近い機会において、次期国会とでもいいいますか、あるいはまたこの法案は衆議院を通過いたしましたも参議院にまわつて行くのであります、今国会をも含めてきわめて近い機会において増額の意思がおりになるかどうか。これをまず承つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣　このたび簡易生命保險法の一部を改正する法律案を提案いたしましたして、御審議をいただいておるわけでありますが、今までの御審議の途上におきまして政府の考え方はるる御説明申し上げましたので、特に重ねてその説明をいたすことを省略させていただきますかと思ひます。ただいまお話がありましたように、自由党におかれましては昨年、御指摘になりましたような総務会等の決議も、私ども政府におります者といたしましては十分承知いたしておるわけでございますが、政府はこれらの党の考え方等を考慮に入れまして、ぜひともこの限度の引上げは実施したい。金額を幾らにするかという問題は、昨日も申し上げましたように時期的な要素をも考慮に入れていたさなければならぬのであります。

して、今回は八万円ということにいたしておるのであります。ただいま御指摘になりましたように物価指数等の観点に立ちますれば、いわゆる庶民階級の保険としたしましては、これ一つをもつてはその保険の目的を達し得ない状況にあると思います。ただ民間の保

險の制度等をもあわせて考へて参りますと、いわゆる庶民階級の保險の目的をも達するのではないか、かように考へておるのでありますが、本来の制度だけでは所期の目的を達成することに特に思ひをいたすのは當然のことだと思ひます。従ひましてたゞいま御指摘になりましたごとく、私どもは經濟界の事情が許しますならば、もつとこの限度を引上げるといふことを考へて見せるべきではないか、かように考へておるのであります。今回は時期的な点か

ら見まして、とりあえず八万円にいたしたわけでありますが、将来必要が生じますればそれに對しましてこの限度をまた改正し、皆極方の御審議を賜わる機会も参るのではないか、かように考へておるような次第であります。

○山本(猛)委員 郵政大臣のお答へは、政府原案の八万円では政府も必ずしも満足するものではない。経済事情その他のことを勘案して、きわめて近い機会において増額の意思がおりになるというような意味合いのお考えをここに表明せられた、さように解釈してよろしゅうございますか。

○佐藤國務大臣 時期的問題は今後の問題でありますので、ただいま御意見のうちにありましたきわめて近い機会にと申されることがいかような意味でありますか、私どももいたします。

は経済界の事情が許しますならば、そ
たは速い近いにかかわらずそういう処
置を講じて参りたい、かように考えて
おるのでございます。おそらくお尋ね
になりました事柄と同様な観点ではな
いか、かように私は理解しておるよう
な次第であります。

○山本(猛)委員 さようなあいまいなことでは断じて了承できません。でありますから、どうかきかめて近い機会において増額のお考えのあるようにおとりはかいらいを願いたい。本問題は、自由党の立場におきましては、政府のお考えになつておりますより以上には強く取上げられませんでした。自由党の政綱会におきましては、大蔵部会、郵政部会から小委員をあげて、そうして検討をいたしました結果、大蔵部会から選出せられました小委員におきましては、郵政部会から選出せられました小

委員はもうろんでありますが、いずれも政府原案では了承しておらないのであります。最低十万——十五万という数字が持ち出されて、そうしてぎりぎりのところ、最低額といたしまして十万円というところを政調会においても決定せられております。代議士会においてはむろんのことでありまして、さように強く全党員の意思が、この問題に反映せられましたことに對して、政府が了承できないというようなことはあり得ないと考えます。でありますから、どうかただいまのようなあいまい模煖たる御答弁ではなしに、きわめて近い機会において、増額の御意思があるかどうかというようなことを承つた次第であります。

なお議題外ではありますけれども、先般の当委員会において改進黨の

権能委員から、保険年金の運用権の問題が質疑応答の形でなされたのでありますけれども、保険の運用権は前々回の国会以来しばしば議論をせられましたように、例の七月二十五日の閣議決定によりまして、この運用権が大蔵省から郵政省へ返つて来ることに決定せ

られたのであります。その後十一月二十一日に発せられましたドツジ書簡によつて、それが一時停止せられたのであります。このドツジ書簡の内容につきましても当委員会において論議を重ねられましたことは、記録に明白でございますが、しかしその当時委員会に表明せられた当局の意見といたしましては、ドツジ書簡というものは、占領治下にあつて、占領当局が日本政府に示唆した、過渡的現象下の占領当局の示唆であつて、このドツジ書簡によつて、七月二十五日決定せられました閣

議決定事項は断じて消滅するものではない。当委員会でこう結論が出ております。その後衆議院、参議院におきましては、決議案がものせられておることは御承知の通りであります。ところが本問題がたまたまこの保険の最高制限の問題と相からみまして、権能委員より、個人的にか、あるいは党代表の建前が知りませんけれども、自由党の政調会長が反対の意思を表明したという声が出て参つたような次第でありますけれども、国民の大多数が関心を持つております事柄に對しまして、政府は今後とも十分なる誠意を示していたきたいと思ふのであります。私どもはこの保険の最高額につきます政府原案に對しては、まづたく不満であります。不満でありますが、私どもの不満が全國民の不満であるということを郵

政大臣はお認めになつて、これをきわめて近い機会には正なざる御意思がありになるものとわれ／＼は了解いたします場合において、これ以上くたくだしたことを申し上げるものではございません。なお他の委員からの質疑応答もあることでありますから、私の質

問はこれをもつて打切ります。

○尾関委員長 権熊君。

○權熊委員 簡易保険の問題は、当委員会で長い間の研究を積んだ問題でありまして、今この段階に至つて私は議論めいたことを言う必要はないと思います。政府原案は今度八万円になっております。これは常識的に見てもその程度の増額では、一向簡易保険事業の本質を振興せしむるような効果はないということとを、私は断言できると思うのであります。大臣の説明の中に、民間保険業者に対する影響を言われまし

たが、これは民間保険業界に対する研究がやや不足なのではないかと思う。政府当局の説明によると、民間の無審査保険があまり振つておちぬということですが、それを簡易保険の影響だと言われるようなことは、まづたく違つた角度から見ておる。それは間違ひなのです。民間では今十万円以下の保険などは、手数と費用だけかかつて非常にめんどろだ。そんなものは眼中に置いてない。高額保険主義なのです。もうこのごろでは百万、二百万という保険は、民間では平氣なもので、地方における保険勧誘員のごときも、この節では一箇月に五百万ぐらい契約をしなれば、一人前の勧誘員ではないのです。従つて保険会社は三万だの五万だというような保険は、むしろ拒絶したいぐらいの態度です。従つてそ

る零細な保険をやるのは、国家保険でなければ振興して行かない、そういう事実は明白になっております。けれども一たび簡易保険の契約高を増額するといふ問題が起れば、歴史的にいふても民間側は反対するのです。簡易保険の創設以来反対して来ておる。私は去年でありましたか、簡易保険制度の三十五年の地方の式典に参列した経験を持つておりますが、その席上、保険会社の人もみな記念式典に参列していた前では私に言つた。日本の生命保険に関する限りにおいては、簡易保険ができてから、国民大衆は保険というものを知らずにいた。徹底したのです。この簡易保険三十五年間の功績、日本における生命保険界について、国民に理解を深めさせた功績は実に絶大なるものがある。民間保険業では、日本人は保険制度というものをなかく理解しない。死んでから金をもらつても、自分には利益でないように考へる。そもそも保険とは、個人の災害を多数によつて分担するといふことなんです。そういう社会保障制度のことを日本人はなかく理解しにくかつた。それで保険会社では保険勧誘員なる制度を設けまして、これがあらゆる宣伝をして、悪質のものではなきてまで募集する、そういう迷惑が地方ではひんびんとして起りまして、民間保険業者については、どんなに失業しても保険の勧誘員にだけはなるなといふ言葉さえある。勧誘員の顔を見るのは一番いやだといふ声さえある。このとうとい仕事をやつておるにもかかわらず、そういう不信を抱かれておる。それがだんだんそうではない。保険というものは社会的にも個人的にも家庭的にも国家的

にも必要なんだといふことが、今日ではほとんど理解されておる。その理解を深めたのは簡易保険の制度が起つてからなのです。日本人はどうもそこがはなはだ遺憾な点であるが、官軍民庫の思想が今でも徹底しておるようです。地方などではことにしかりです。不信用な勧誘員がまわつて歩くよりも、郵便局の職員が来たといふことが、絶大なる信用を博しておる。しかもこれらの人々は、勧誘員のようなぜいたくな服装をしたり、酒食をこちそうして勧誘したりはしない。まじめに清潔にやつて行く。そういう行動でだんだん保険に親しみを持つて来たのです。それで今から民間保険業者の側といたしても、日本の簡易保険制度、官営の保険制度が発展して行くことをねんではいけないのです。むしろこれを発展せしむることによつて、民間保険業は非常に振興して来るのです。それもさういふ生命保険のごときは、全部国営にするのが本質だと私は思ふ。これは私の個人的な考へ方です。けれども日本に民間保険制度が許されて今日まで発達して来ました沿革から見ますと、今日絶大なる資金を擁し、日本の財界、金融界の中核、王座にすわつておる保険業界を全部国営にしようといふことは、今の日本の国力ではできません。それはこの段階においてははなはだぬと思ふ。そこでどういふものがある以上は、それも発展せしむべし、しかしながら国家経営の簡易保険が、それなうゆえに遠慮しておつてよいといふことではない。またこれがいかに契約高を増額したしましても、それがだだちに民間保険に影響するなどといふことは、実にけちくさい

考へ方だ。たゞいま山本委員からのお話を聞きましても、自由党でも熱心におやりになつたといふことで、わが党でももちろんその通り、それ以上です。従つて絶大多數を持つ政党内閣の今日の内閣が、この党の公約を裏切り、党の意思を曲げてこつた原案を出して来るということは、私はそこを何かあると思ふ。私はいろいろ調べたみたときに、はたしてそういうことがある。この内閣に關係の自由党の議員の中には、みづから立つてこの増額に反対しておるものがある。実にけしからぬことである。側近政治の弊害を私はさういふ点に見出す。そしてそのことが華間に伝えられて、佐藤郵政大臣の職責上にも世間のうわさが及んでおる。私はこれは日本の政治の腐敗だと思ふ。私は佐藤さんのごとき前途ある若き政治家は、敢然としてこれと闘うべきであります。積立金運用機構の郵政省振還の問題のごときも、こゝではさういふに關つてくれるならば、結果はどうありましても、佐藤大臣の政治的手腕、力量といふものが認識せられるのだ。今側近などに災ひされて、身辺のことまで何とか華間に流布されるような状態のままであつて、こんなけちくさい増額案などを出すようでは、せつなく信頼申し上げた佐藤さんの今日の状態は私は気の毒だと思ふ。けれども諸般の事情があつて、政府ではさういふふうにはやむを得ないといふことなんだし、もう実にこんな政治の醜態はありませぬ。自由党の諸君に聞きにくいことではしうけれども、これはよくないことでは。吉田総理大臣はリン・マンと言われる人ださうだが、さういふ問題にまで側近の利害

などを考へて、大臣の行動を制するやうなことがあつては吉田さんらしくもない。それはもう断固としてあなたに闘いなさい。私もあなたとは反対で、党ではあるが、この問題に關する限り、あなたの心中、あなたの闘いぶりといふものには、私も全幅の敬意を表して応援したい。さういふ強い人が一人ぐらゐ郵政關係に出て来ないといふまでたつても郵政省といふものはだめです。経営は独立採算制でやれ、もうかるものは、今度は国際電信などは会社をつくる、電氣は持つて行かれる、航空は持つて行かれる。日本の基礎産業の根幹をなす一番大事な問題はまず通信省から始まつて、せつかくよくするとやつてもよそにとつて行かれる。もうあぶなく電通省なんといふものは吹つ飛んでしまふ。実に私は残念だと思ふ。旧来通信大臣といふのは、日本の關係中では政治力の一歩強い人がなつた。それはど大事な役所であつた。歴代の大任の顔ぶれをあらわさない。それは大義先生でも、あんな偉い後藤新平でも、浜口雄幸さんでも、浜口さんなどは元は大蔵省の人ですけれども通信省の次官までやつた。それはど通信省といふものは有力な人材を集めて、国家の基礎のために闘つてくれた役所なんだ。戦後になつて郵政大臣が幾人かわられましたか知りませんが、次から次へとかわつて、かわり方も少し早過ぎた。今度はまあ佐藤さんがなつたのですから、あなたはだ政の幹事長までやつた人だし、今度こそ郵政省従来の懸案はこゝとごとく佐藤大臣の手腕によつて、政治力によつて解決すると私は期待しておつた。それがこんな状態では私は残念だと思ふのです。大臣の苦衷もわかりませんが、そこで本案を自由党の多數によつて原案通り通過せしめたと思つても、この案の運命は一体どうなると思ひますか。参議院では必ず修正します。現に言明しております。参議院が増額の修正をして本院に回付した場合、本院は三分の二で原案を固執するだろう。断じてこの修正をのまざるを得ない状況なんです。結局本日は、この委員会はこの原案のままで通るかも知れぬが、案の運命から言つて、これは最終的には増額できるものなんです。さういふ見通しの明らかな問題を、どういふ都合かこゝで修正を拒絶するに至りましては、私は実に残念だと思ふ。私が先ほど委員長に交渉したのとは、自由党はこの原案で行くさうだ、先般の議論の仕方とまるで違ふじやないか、それでは私は單獨でも修正案を出す、無理な修正案ではない、私はさうあえさういふ修正案ではない、私はさういふ十五万円くらいでもさしたるさういふ修正案ではないと思ひますが、十万円くらいだとそのまゝ参議院のものと違ふことは、私打診して参つたのです。おそろく参議院はそれ以上の主張もいたしましうけれども、修正の場合はその点におちつくのではないかといふ見當がつきます。そして案の運命さえもさうなるなら、われわれもみな増額に賛成してゐるのだから、さうしてやつた方がきれいだ。さうしてこの案をほんとうにスムーズに建設して行くことが出来る。さういふ状態から私は修正案を出すといふことを委員長に交渉したところ、自由党側の人から別席で内談がありました。これは実に私に話

を聞いて喜んだ。どうかこのままで通

してくれと言う。どういうわけか、それは、積立金の問題はこれをこのままのむとときに、こつちの郵政省へとれそうだ。これならもう八万の、十万の、たつた二万円で争っていることはないのです、これは私は原案の五万円でいい。確かにこつちによすならほんとうの條件がある。けさから自由党内部ではそのために非常な御研究があつて、そういう確信を持つておる。私に對する資料ではありますけれども、私はこれは政治家としての重大なる発言であると心得ます。同僚の人格を尊重し、発言を尊重いたしまして、私はその修正案を出すことを遺憾ながらやめる決意をしたのです。思えば私も誠信省の飯を半年ばかり食つたのですが、それ以來この積立金運用権の問題では、三年半にわたつて私は關つて参つた。このことは忘れることができない。そうして地方の自治体などにおきまして、昨今大蔵省方面の懇練きわまる運動等があつて、ほんとうにのどから手が出るほどほしい自治体が、むしろ郵政省に返ることに反対だという、その申告をしなければならぬように追い詰められております。これはみんな地方の財務局長などが言つておる。この問題をどう考えるか、君ら郵政省から金を借りたいと言ふのなら、大蔵省の方では考へがあるぞと言ふのです。もつと露骨なことを言つておる、地方ではどつちからでも金を借りたのですから、大蔵省のきげんをそこなつて、平衡交付金を減らされたり、地方起債の制限を加えられたりしてはたまらぬものですから、ほんとうは腹では郵政省に返してもらいたいものを、このごろではいや／＼ながら郵政省に返るこ

とは反対だという陳情をする者が出て来た。これは実にそこまで行つたら政治の紊乱だ。同じ内閣のもとにあつて、郵政大臣は運用権をとらんとし、大蔵省は何の面子にかかわつておるのか、あれほど閣議で決定した問題ですら、金を使つてかくのごとき悪辣なる妨害をしておる。こんな政治の紊乱がどこにあるか。しかし本朝来自由党では決意するところがあつて、この決案を原案通り通してくれるならば、確かにこつちへとつて来るのだということですから、私は遺憾ながら修正案を遠慮いたしまして、心ならずも原案に賛成をいたします。そして私は自由党の責任ある政治家の御言明を信頼いたします。あなた方の言質を信頼すると同時に、この際その問題に関する佐藤大蔵の決意を伺つておきますれば、一層私は信頼性を深めると思ひます。これからはあなたの政治家としての値打のきめめどころです。ほんとうに腹を割つて、きようは私どもに言質を与えていたがだきたい、そすれば私は文句を言わずに原案通りこれのみます。

○佐藤内務大臣 運用権の郵政省への復元の問題についてのお尋ねであります。この問題につきましては、せんがうつてのこの委員会の席上におきましてもお尋ねがありましたごとく、衆参両院におきましてこれが実現を期すべく御決議もいただいております。従ひまして私どもも郵政省といたしましては、かねてから熱望している問題でもありますし、一度は大蔵当局との間で話がまとまつたものでもあります。これが占領下やむを得ない事情のために、その際は実現ができなかつた、こういう経過もありますので、早急にこの問題

を解決すべく、私どもいづれも用意を進めておるような次第であります。従いましていづれこの原案と申しますか、研究の結果私どもの意見がまとまりますれば、皆様方の御審議を賜わりたい、かように考えておる次第でございます。早急にそれ／＼の手続を済まして参る考えであります。

○権輿委員　いろ／＼関係する方面があつて、佐藤大臣は非常な政治的な、言葉を慎重に使つておられるようですが、大体私は今日の段階ではその程度でもよろしい、あなたはやるのだから、靈感を感じます。(笑聲)それを私は信賴いたしました、本日はこれ以上申し上げません。どうぞあなたの御健闘を、お祈りいたします。

○尾関委員長　受田新吉君。

○受田委員　ただいま権輿委員から峻烈なる御意見の発表並びに政府鞭撻の言があつたわけでありますが、私は権輿委員の述べられた政府に何かうしろ暗い面の存するこれに對しては、ことに遺憾にたえません、またこの法案が出されて二箇月以上たつてもなお解決を見ず、しかも審議を打切ること、一箇月有半にわたつておるといふような未曾有の大失態を演じたといふことに對しても、政府がこの案を非常に不用意な間に出し、与党との提携に事を用いていたといふことを露出したものとして、繰返しまことに遺憾に思ふのであります。しかもこの問題は民間保險業者も、政府側あるいは国会側に對し種々働きかけをしておりますけれども、要するに政府の決断一つでこの法案が提出された問題であつて、これを高い立場で国の財政經濟政策の観点から、政府が十分自信を持つて當るべき

きであつて、他のいふ／＼な角度への
氣がねにより、また政治的な圧力によ
つて、その既定方針を変更するとか、あ
るいは与党との折衝に事を欠くとかい
ふことは、政治の非常なまづきであつ
て、繰返し残念にたえないのであります
。しかしもう事すでにここに至りま
す。しかし以来政府の御意見も拜聴しまし
て、また与党の委員各位の御意見も拜
聴いたしました。どうやらこの問題と
あわせて積立金の運用権の問題が常道
に復するほのかな希望が持たれたよう
でありますので、この点に關してさ
さか愁眉を開いたのであります。

私はきようここで最後に一言申し上げ
ておきたい点があるのであります。
それは昨日資料の提出を要求いたしま
して、本日さつそく詳細にこの材料を
出していただきましたが、これを一瞥
いたしますと、民間保険事業と國營
事業である簡易保険との比較検討が、
非常に明瞭にされるのであります。そ
うして民間保険の無審査定額保険より
は簡易保険の方が、ある点において
非常に有利である箇所がしばしば見
けられるのであります。有利な箇所と
いいますのは、たとえば支拂い免資の
條項の中にある事柄とか、あるいは事
齡者の拂込みに免除の規定とか、もし
は振替貸付の利子が非常に低率であ
るとかいう点で、簡易保険の方が一
歩有利性を持つておると思ふのであ
ります。しかもこの契約の解除、すな
わち失効に當るところの数字を見ます
と、民間保険と簡易保険の比率は最近
三年間の数字では、平均して民間保
險の方が三倍も失効率が多いのであ
ります。民間保険は零細なこの小額保
險に重點を置くといへども、簡易保
險の三倍も信用率が薄いといふこと

あるいは無理をしてこの加入を強要したために、途中で失効に陥るようなことが発生するのではないか。これは民間保険の非常な欠陥を物語るものであります。この点は、国という最も強い主体を対象としている簡易保険と、会社経営あるいは相互組織によるところの民間保険とのその信用の程度がいかに違つかということを示しておると思います。ただいま推熊委員から言われたように、地方のすみずみまでこの簡易保険事業の徹底が期せられておつて、これらの従業員の手動と民間保険従業員の行動との上において、信用の差があるというようなことが手伝つてこの結果になつたと思つてゐます。従つてこれを今同じ角度から八万円に押えなくても、民間保険と自由競争をやつても、結果から見たならば、これは決して対象が零細なる保険の吸収にあるのではなくて、大口の保険の吸収に重点が置かれるということと思ひます。特に先般政府がこの案を出したときに、本年度の保険の実施目標額十三億という案を出している以上、この八万円がたとひ十万円になつても十五万円になつても、結果から見たら、やはり十三億ということに政府は考へているように思つております。従つてこの保険の十三億目標達成といふ線から行つたならば、最高制限額にさようなお氣がねをなさなくてもよいのではないかと考へております。

最後に、せつかく政府がここで与野と連絡折衝されて、八万円の線までこぎ着けたのでありますけれども、私ども参議院の委員長をしている岩崎君と連絡してゐるが、参議院側は、推熊委員

で、別に御慰問なり御慰念を生ずるような点はないやうに私ども実は考へて参つております。

○田代委員 募集手当の内容を事務当局から……。

○白根(玉)政府委員 公務員でありますので、固定給は一般の公務員と同じであります。それ以外に募集手当というのがあります。募集手当は普通局においては第一回保険料の六割程度出しております。特定局は第一回保険料の十一割出してあります。なぜ普通局と特定局とこういう差等を設けたかと申しますと、特定局地域は御説のようにいなかであります、加入者の散布状況が非常にばらばらであります。従つてキロ行程その他の關係を見まして、そういうふうにやつておるのであります。

○田代委員 募集手当の中に功願者手当というふうなものがあるやうに聞いておりますが、そういうものはございせんか。

○白根(玉)政府委員 募集手当と申しますのは、功願者手当以外のものです。あります、功願者手当と申しますのは、その企画面に対するものに出すのであります。指導面に対してある程度出してあります。

○田代委員 それは外務員の諸君が実績を上げられ、それに対する手当の一部がそちらにまわるというふうなことはありますせんか。

○白根(玉)政府委員 そういうことは絶対にございせん。

政府としては相當の人員整理が計画されてゐると思ふ。大體どの程度の整理をされる御意思であるかどうかを伺いたいと思ふ。

○佐藤國務大臣 私ただいま記憶しておりませんが、御承知のようにこの前新定員法の御審議をいただきまして、それを実施してゐるだけでありまして、限度を上げるからそれで減員するといふような計画は別に持つておりません。

○田代委員 強制募集の点で政府は非常に樂觀しておられるようですが、實際にたゞえば東海地方のある郡とか、東北などでは、郵便局長がこれは軍費集めのためだといふようなことを言つて、公然と外交員に募集されておるといふことがいわれておるが、こゝういふことを御存じであるかどうか。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘になりましたような、仕事に熱心のおまり、見方によりましては非常に勤勞を強化しておるんじゃないか、こゝういふような話はとき／＼聞くのであります。私も管理職としては、かような誤解を生じないように、よく注意をいたしておるやうなわけでありまして、なお田代委員からいへば、御心配があるやに聞くのでありますが、こゝういふやうな具體的なものがあるすれば、特にまたお話を伺ひまして、善処いたします。

○尾関委員長 石原君。
○石原(三)委員 私は実はいろいろ質問をしたい点もあつたけれども、委員会の空気がわかつておるのでありますから、この際議論になるやうな質問

はいたさないことにします。但し一点だけ政府に申し上げて今後善処していただきたいという点がありますので、それだけ申し上げたいと思ひます。

本日の委員会の空気を見まして、またこれまでたび／＼開かれまして委員会の論議を見てみましても、今回の政府の原案が非常にまづいものであつたといふことは、おそらく政府としてもお認めであらうと思ふ。われ／＼ももうろん民間事業の育成に考慮を拂うことはやぶさかではないのであります。が、われ／＼が今日まで審議した経過から考えて見ますと、どうも民間事業の育成のために、大多數の国民に非常な迷惑をかける。同時にこの簡易保険事業自体もいろいろ迷惑をこうむる。こゝういふやうな結果がはつきりと現われて来たと言言がでると思ひます。そこで政府のこれまでの説明をいろいろ聞いておきますと、結論は、民間事業の育成と、もう一つは民間事業から出るところの保険金、いわゆる金融面における流動性、これが今日の日本の再建に非常に重要であるのだ、こゝういふやうな説明に窺はれると思ふ。この点はわれ／＼も率直に認めるのでありますけれども、ただ単に一民間事業の育成のために、全国民の犠牲によつてそれを解決する、あるいは金融上の操作のためにそれを解決するといふことは考えられないのであつて、こゝういふ問題については、その根本を考へて行かなくてはならない。たとへば簡易保険の資金についても、当然民間事業に劣らないやうな流動性を確保するやうな方法を考へなければならぬ。率直に申し上げまして、こゝういふやうな案細な人々の貯蓄によつて集まる金が、

国家資金の目的として非常に低利で使われて、金を持つており、高額の保険契約のできるやうな人の金は、かえつて高い利息で運用されておるといふことは、社会政策上から考へてもおかしくないことである。こゝういふやうな人々の犠牲によつて国家資金がまかなわれるといふことは、おかしいことである。従つてこの問題解決の根本は、簡易保険の金の流動性のあるやうに運用されなくてはならぬ。そこで先ほどから問題になつておる運用権を郵政省に復歸させること、この問題については十分お考えを願ひたい。御努力を願ひたい。さらにもう一つは、先ほど申す通りただ単に民間事業育成のために、いづまでも国民が犠牲になつており、あるいは共産黨の言ひやうな簡易保険事業の労働強化がいつまでも継続される。この犠牲はなおざりにできません。そこで、政府は早急に民間保険の育成については、別の面から検討をしていただきたい。私の感じますところから見ますと、民間保険に動いておる人たちの経済状態と、郵政省職員の状態といふものは、生活程度に相當の差があるんじゃないか、こゝういふことも考へられます。また民間保険の経営については、われ／＼が見たり聞いたりしておる面でも相當なロスがあると思ふ。こゝういふやうなロスを漫然と見過しなから、いつまでもこゝういふ犠牲をしてゐるといふことは、当委員会としても断じて見のがすわけには行きませぬので、政府としては、こゝういふ面の民間事業の反省を促していただきたい、一日も早く簡易保険事業と對等に太刀打ちできるやうな経営態勢をつくつてもらうやうに、ぜひとも警告を發して

いただきたいと考えます。

私は以上申し上げたやうな趣旨をさらに強く申し上げまして、われ／＼は今回のこの委員会においては、遺憾ながら了事ができなかったものでありますけれども、やむを得ず一応政府原案に對して賛成することになると思ふのであります。が、これはいつまでもこのままにしておきたくないと思ふ。もし政府が近い機会に、この限度引上げの修正をされたならば、委員会が独自の立場に立つてこれの修正をいたしたいと考えます。ですから民間業者は、こゝういふ全体の国民の犠牲によつて自分たちの経営を持続して行こうといふやうな考え方を、一日も早く排していただきたい。このことを強く政府から警告されんことを要する。私の希望的な意見を申し上げて質問を終ります。

○尾関委員長 愛田新吉君。
○愛田委員 委員長に伺ひますが、この法案の討論採決を、本日おやりになりますか。

○尾関委員長 本日やります。

○愛田委員 そういふ差迫つた委員会でありまして、討論採決を敢行なさるにあつて、さらにもう一、二件念を押しておきたい点がありますので、質問を追加いたします。

簡易保険の実績目標額を十三億としておられるのでありますが、この法案が三月一日から実施される予定でこの目標を立てられたと思ふのであります。ところがこの法律の施行の技術上の問題といたしまして、今からこの法案の実施をいつにするかといふ問題を検討するときに、参議院の事情その他を考へて、五月一日ないし六月一日ころにならうと思ふのであります。

そういう時期的なずれに對して、目標の完遂がどう調節されるかを伺ひたいのであります。

○白根(五)政府委員 目標を設定する際において、現行の五万四角が八万四角になるかならぬかは、議会の御審議をまたなければならぬのであります。従ひまして私も目標設定をする際においては、八万四角が三月一日に実施されるといふことを前提といたしまして目標を設定したのではないのであります。多分そゝういふことになるかもしれぬといふ期待は、従業員側にも持たせつたやうなものでござりますが、当然三月一日から八万四角になるという前提で目標を設定したのではございません。

○愛田委員 法律の施行期日の問題であります。これは私が繰返し過去において出された法案の審議の都度申し上げたごとく、ある程度の周知期間を必要とする。ところが保険のごときは、事前にこれほど周知した問題であるから、非常に国民の中に周知しておる。こゝういふことになれば、施行期日になるべく早める必要があると思ふのであります。が、政府として施行期日をいつにしたいのか、これは技術的に見て、両会の審議状況に關連するのですけれども、本日衆議院を通過し、参議院の審議状況などを考へた上で、いつとして施行期日を定めるべきか、政府側の意見を伺ひたいのであります。

○佐藤國務大臣 御指摘のやうに原案は三月一日になつております。本日衆議院で議決を見るをいたしまして、あ

と参議院の御都合等をもいろいろ伺つてみなければならぬのであります。

○佐藤國務大臣 御指摘のやうに原案は三月一日になつております。本日衆議院で議決を見るをいたしまして、あ

と参議院の御都合等をもいろいろ伺つてみなければならぬのであります。

○佐藤國務大臣 御指摘のやうに原案は三月一日になつております。本日衆議院で議決を見るをいたしまして、あ

と参議院の御都合等をもいろいろ伺つてみなければならぬのであります。

が、私どもとしては、三月一日が遅れておるのでありますから、できるだけ早くやりたい。参議院の方の審議が非常に進みますれば、五月一日ごろであれば非常に仕合せではないかと実は考えておるわけでありまして、しかしこれにいたしまして、参議院の方の審議の御都合もあることだろうと思ひますので、その期日はもう少し考えなければならぬのではないかと、かように考えております。

○奥田委員 簡易保険の契約高において、最高制限額の五万円を越えて、しつばし十万円ないし二十万円の契約をしたのが見受けられるというのを伺つております。これは法律違反であつた。政府そのものが法律違反をやつておつた。この問題について、八万円に引上げがなされるとともに、ある程度今後の募集にはそうした不届きがないであろうと思ひますが、今後政府は限度引上げとともに、この法律違反をやらないと声明ができるかどうか、これを伺つておきたいのであります。

○佐藤國務大臣 過去におきまして、御指摘のような点につきましていろいろ問題があつたわけでありまして、従ひまして政府はその都度郵政省職員を奮勵いたしまして、嚴守いたすような処置をとつて参つておるわけでありまして、今後におきましても、もちろん今日まで郵政省がとつております態勢にかわりはないのでありますから、この点はさように御了承をいただきましたと思ひます。

○奥田委員 最後に一つ、最近、三月の初めでしたか、民間保険はその料率を引下げおるようでありまして、その

引下げた率が、簡易保険よりも下まつておるといふ結果になつておると思ひますが、この結果をどうおぼしめるか、民間保険は料率を下げた、簡易保険は現行で行くということになる、この民間保険の低額契約者との調節が十分とれるかどうか、これに対して政府は自信を持つていかうか、あるいはこれに對して必要によれば料率を引下げる、大衆に対するサービスとして料率を引下げる用意があるかどうか、この問題も大臣よりあわせて答弁いただきたいのであります。

○佐藤國務大臣 先ほど民間保険業に對しての改善要望が出たり、またすでに民間保険でとりました処置をただいま奥田さんからごひろろになりまして、これについて簡易保険の方でさらに考えることはないかというお話であります。民間の保険業者は、御承知のように多数の会社がありまして、それぞれ扱い方も、基本的なものは同一であります。こまかな点においてそれ／＼違つておるわけでありまして、ただいまの御意見の点もさうであります。同時にまた相互保険の観点に立ちましての配当等の問題もあるわけでありまして、私どもの簡易保険におきましても、さらにこの運用の点についてもう少し考へて行かなければならぬのではないかと、かように考へまして、ただいま申し上げました配当等の問題も、今後の研究問題と申します。今後実施すべきものとして積極的に研究したかどうかということ、事務当局も熱意をもつていろいろ／＼くふうをこらしておるよう次第でございます。従ひましてただ単に金利だけの問題でもないものでありますし、ただいま

申し上げるような配当の問題もありまして、また勧誘をする人たちが、あるいは掛金の徴収をいたします職員自身の氣持が加入者にそのまゝ伝わる、こゝういふサービス第一で取扱つて参りますれば、また別な一つの分野においての仕事もできるわけでありまして、なほかような意味合いをもちまして、なお制度そのものもいたしましてよく／＼をこらす点もありまして、日常の取扱ひ等につきましても、さらに加入者本位の考え方でも仕事を参るようになつて注意して行くつもりでございます。従つてかように考へますれば、民間の事業等とも比較いたしました、簡易保険の特質は十分發揮し得る、かように実は考へておる次第でございます。

○奥田委員 料率の問題は変更しませうか。
○佐藤國務大臣 ただいま料率を考へるような考へ方を持つておりません。
○尾関委員長 これにて質疑は終了いたしました。

ただいま委員長の手元へ、飯塚委員より簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。この際飯塚君よりその趣旨の説明を求めます。

○飯塚委員 本法律の施行期日は三月一日のことになつておりましたが、同僚議員よりも再々申されましたように、すでにその期日を経過しております。この際これを次のように修正したいと思ひます。すなわち附則第一項中「昭和二十七年三月一日」を「昭和二十七年五月一日」に、「昭和二十七年四月一日」を「昭和二十七年六月一日」に改める。以上の修正をいたしました

と思ひます。

○尾関委員長 これより簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、原案及び修正案を一括して討論を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○尾関委員長 異議なしと認めます。討論は省略されました。

これより原案及び修正案について採決をいたします。修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○尾関委員長 起立多数。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

次にただいま修正すべきものと決しました部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○尾関委員長 起立多数。よつて原案は修正議決すべきものと決しました。

なお本案に関する報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○尾関委員長 御異議なきものと認めます。さう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後三時二十分散會

〔參照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）。

昭和二十七年五月七日印刷

昭和二十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁